

○ 業績目標1-4-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。</p> <p>また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p>
-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-4-1-1：有効な資料情報の収集

業1-4-1-2：的確な調査事務の運営

業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組

業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施

関連する内閣の基本方針等	該当なし
施策	業1-4-1-1：有効な資料情報の収集
取組内容	<p>資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料（用語集参照））の適正な提出を確保するための方策を講じるほか、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。</p> <p>1. 法定資料の適正な提出の確保 法定資料の提出義務者に対しては、様々な機会を通じて広報活動を行い、早期提出を依頼するとともに、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図ります。</p> <p>2. 法定資料以外の資料情報の積極的な収集 法定資料以外の資料情報（用語集参照）は、活用効果を意識して効果的かつ効率的に収集するとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等に係る資料情報を積極的に収集します。</p>

定性的な測定指標

〔主要〕 業1-4-1-1-B-1：有効な資料情報の収集

(令和5事務年度目標)

法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。

(目標の設定の根拠)

法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1 「資料情報の収集枚数」

○参考指標2 「法定監査の実施状況」

施策	業1-4-1-2：的確な調査事務の運営																				
取組内容	<p>税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。</p> <p>このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、調査の実施に当たっては、申告事績や国税当局が保有する資料情報等の各種データの分析・活用による的確な選定等を通じて、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施します。また、その他の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るほか、主に次のような取組により、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 紳税者の負担軽減等 所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目の調査も同時に実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配意します。 2. 調査の際の指導等 調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法令を適正に適用します。 3. 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上 国税局調査部（課）が所管する大法人の税務コンプライアンスは、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があります。 このため、大法人に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス（用語集参照）の取組状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進します。 大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図ります。また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用することにより、税務リスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率化と適正・公平な課税の実現を図っていきます。 さらに、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を推進し、自発的な適正申告を支援します。 																				
定量的な測定指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>[主要] 業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)</th><th>事務年度</th><th>令和元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)</td><td>目標値</td><td>65</td><td>65</td><td>65</td><td>65</td><td>65</td></tr> <tr> <td>実績値</td><td>58.1</td><td>55.9</td><td>59.9</td><td>N. A.</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調 (注1) 数値は、賦課事務（調査課分を除く。）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。 (注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査（納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務）や、実地調査以外の調査（納税者に来署を依頼し、帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務）のほか、②行政指導として行う事務（提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等）などをいいます。 (注3) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。</p>	[主要] 業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値	業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)	目標値	65	65	65	65	65	実績値	58.1	55.9	59.9	N. A.	
[主要] 業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値															
業1-4-1-2-A-1：調査関 係事務の割合 (単位：%)	目標値	65	65	65	65	65															
	実績値	58.1	55.9	59.9	N. A.																

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、65%としました。

- 参考指標 1 「実地調査の件数及び追徴税額等」 [変更]
- 参考指標 2 「所得税の実地調査による 1 件当たりの申告漏れ所得金額」 [名称変更]
- 参考指標 3 「相続税の実地調査による 1 件当たりの申告漏れ課税価格」 [名称変更]
- 参考指標 4 「法人税の実地調査による 1 件当たりの申告漏れ所得金額」 [名称変更]
- 参考指標 5 「消費税の実地調査による 1 件当たりの追徴税額」 [名称変更]

[主要] 業1-4-1-2-A-2 : 調査関 係事務の割合(調査課 分) (単位 : %)	事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	85.4	85.5	86.1	N. A.	

(出所) 調査検査部調査課調

(注 1) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注 2) 調査課は、調査課所管法人(用語集参照)の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

(注 3) 令和 4 事務年度の実績値は、令和 4 事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、85%としました。

- 参考指標 6 「調査課所管法人に係る実地調査の件数及び追徴税額等」 [名称変更]

定性的な測定指標

業1-4-1-2-B-1 : 効果的・効率的な調査事務運営の推進

(令和 5 事務年度目標)

大口・悪質な不正計算が想定されるなどの調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施することにより税務コンプライアンスの維持・向上を図るなど、最適な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。

(目標の設定の根拠)

限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施し、バランスのとれた事務量配分に配意するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要です。目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

- 参考指標 7 「簡易な接触件数及び追徴税額」 [変更]

業1-4-1-2-B-2 : 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

(令和 5 事務年度目標)

大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。

(目標の設定の根拠)

各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

- 参考指標 8 「税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が『良好』と判定された法人数」

施策	業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組
取組内容	<p>社会・経済状況の変化を的確に把握した上で、適正・公平な課税の実現を図るため、次のとおり調査に取り組みます。</p> <p>1. 大口・悪質な不正事案等への的確な対応</p> <p>高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、申告納税制度の下、そのような納税者には、積極的に実態把握・調査を実施し、的確かつ厳正な課税処理を行います。</p> <p>大口・悪質な不正事案に対しては、その事案に応じた適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を行います。</p> <p>無申告事案に対しては、収集した資料情報を活用して、効率的な実態把握に努め、大口事案を中心とした効果的な調査に取り組みます。</p> <p>消費税の還付申告に対しては、不正還付を未然に防止するため、申告書審査を的確に実施し、還付原因が解明できない場合には、重点的に調査を行います。</p> <p>2. 国際化や新分野の経済活動への的確な対応</p> <p>国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（用語集参照）など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査や行政指導を行います。</p> <p>(1) 国際化・富裕層への対応</p> <p>経済取引のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が複雑・多様化する中、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な所得移転に対する国民の関心が高まっています。</p> <p>国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、各国の税制の差異や租税条約（用語集参照）の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避行為については、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置している国際担当の統括国税実査官等を中心として、情報収集・実態解明に取り組みます。その結果、課税上問題があると見込まれる場合には、租税条約等に基づく情報交換（用語集参照）制度を活用するなどして、綿密な調査を行い厳正に対処していきます。</p> <p>移転価格税制（用語集参照）については、その適用基準や執行方針の明確化を図るとともに、移転価格リスクに応じた的確な納税者管理、調査必要度が高い事案に対する重点的な調査を実施するほか、事前確認（用語集参照）に係る事前相談への積極的な対応、審査事務の効率化等を行います。</p> <p>また、共通報告基準（C R S : Common Reporting Standard）（用語集参照）に基づき各国の税務当局から受領した日本居住者の金融口座情報（C R S 情報）については、時系列の動向分析や、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書及び既に保有している資料情報と併せた分析を行った上で、課税上問題があると見込まれる場合には調査を行うなど、適切に活用していきます。</p> <p>富裕層に対しては、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っていきます。</p> <p>(2) 新分野の経済活動への対応</p> <p>シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組を行うとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等に取り組んでいきます。</p>

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応

(令和5事務年度目標)

大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。

(目標の設定の根拠)

高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことになります。このような納税者に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1 「無申告事案の実地調査による1件当たりの追徴税額（所得税・相続税・法人税・消費税）」[名称変更]

○参考指標2 「消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額」[名称変更]

[主要] 業1-4-1-3-B-2：国際化や新分野の経済活動への的確な対応

(令和5事務年度目標)

国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、的確な調査等を行います。

また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。

(目標の設定の根拠)

国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標3 「富裕層に係る実地調査による申告漏れ所得金額」[名称変更]

○参考指標4 「海外取引を行っている者に係る実地調査による申告漏れ所得金額(所得税)」[名称変更]

○参考指標5 「海外資産に係る実地調査による申告漏れ課税価格（相続税）」[名称変更]

○参考指標6 「海外取引等に係る実地調査による申告漏れ所得金額（法人税）」[名称変更]

○参考指標7 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係る実地調査による申告漏れ所得金額」[名称変更]

施策

業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施

取組内容

適正・公平な課税を実現し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るため、現下の経済社会情勢も踏まえつつ、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者などの社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施

(令和5事務年度目標)

社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。

(目標の設定の根拠)

組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^(注)の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

(注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。

- 参考指標1 「査察調査の件数等」
- 参考指標2 「税目別告発事件の件数等」
- 参考指標3 「税目別告発事件の1件当たりの脱税額」
- 参考指標4 「重点事案の告発件数」

今回廃止した測定指標とその理由

令和4事務年度の実施計画書において、定量的な測定指標として設定していた

- ・「実1-4-1-2-A-2:調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合」
- ・「実1-4-1-2-A-4:調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合（調査課分）」

は、いずれも深度ある調査に一定の事務量が投下されているかを測定する指標でしたが、限られた事務量を効果的・効率的に活用していくためには、

- ・ データ分析・活用の強化等により、真に調査すべき事案や大口・悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施する
- ・ その他の納税者については電話連絡や書面郵送による行政指導等を幅広く実施する

といった、個々の納税者の申告漏れリスクや非違類型に応じて最適な接触方法を選択していくことが重要です。

そのため、これらの指標を廃止し、新たに実績目標(小)1－2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」において、「業1-2-2-3-B-1：データ活用による調査・徴収の効率化・高度化」を定性的な測定指標として設定しました。

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
上記の業績目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施予定期	令和6年10月
-------	----------------------------------------------------------------	-----------	---------